

# 小川町国土強靱化地域計画 (令和8年3月)

概要版



令和元年東日本台風による被害状況より

## 国土強靱化とは

我が国は、これまで様々な自然災害を幾度となく経験し、その度に甚大な被害を受け、結果として長期間、復旧・復興にあたる「事後対策」を余儀なくされてきました。

国土強靱化とは、災害に対する事前の備えとして、常に最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限守るとともに、社会経済活動等に致命的な影響を及ぼす被害を回避し、被害を最小化して迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全安心な国土と経済社会システムを構築していく取組です。

## 小川町国土強靱化地域計画改定の背景・趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、2013（平成 25）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、2014（平成 26）年 6 月には、同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

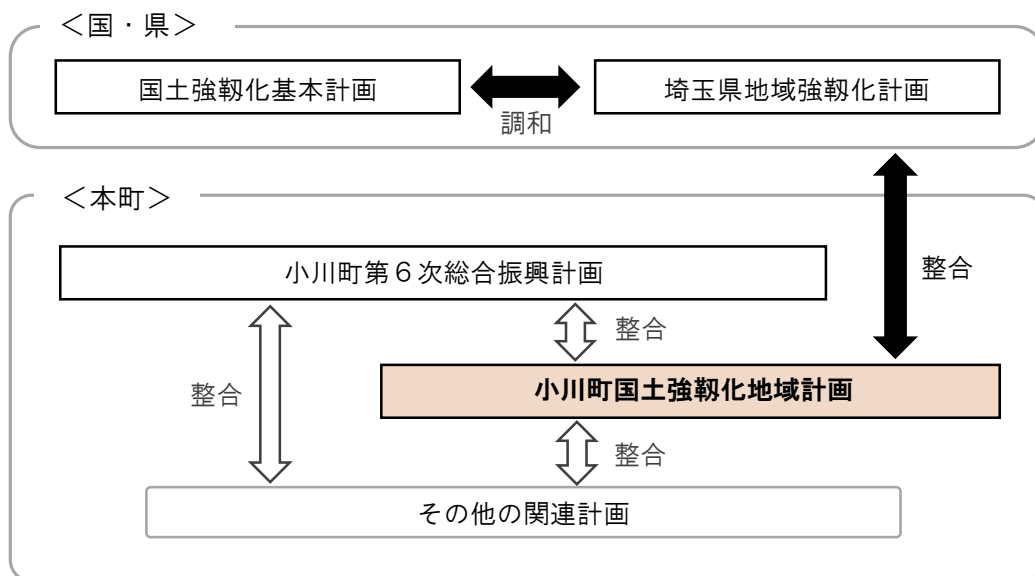
その後、基本計画は 2018（平成 30）年 12 月に変更され、さらに、2023（令和 5）年 6 月の基本法の改正に合わせて、同年 7 月に新たな基本計画が策定されました。

本町においても、2022（令和 4）年 3 月に「小川町国土強靱化地域計画（令和 4 年 3 月）」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、同計画に基づき、大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避するための様々な防災対策を進めてきました。

この度、第 1 期計画が計画期間の満了を迎えることから、本町の防災・減災対策を更に推進するための総合的かつ基本的な指針となる「小川町国土強靱化地域計画（令和 8 年 3 月）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

## 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国及び埼玉県と整合のとれた計画とするとともに、「小川町第 6 次総合振興計画」とも整合を図り、本町の防災・減災に資する具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けるものです。



# 本町の国土強靱化に向けた基本的考え方

## 1. 想定する災害リスク

本計画では、近年、本町において大きな被害をもたらした風水害（令和元年東日本台風）や、埼玉県の地震被害想定において本町に最も被害を及ぼすとされている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合を主な災害リスクとして想定します。

また、近年、気候変動の影響により激甚化した自然災害が頻発しており、近年の地震、大雨等による全国各地の被害状況なども考慮します。

## 2. 強靱化に向けた目標

第1期計画では、本町の国土強靱化に向けて以下の4つの基本目標を設定し各種取組を進めてきました。本計画においても、取組の継続性の観点から、原則、第1期計画の基本目標を踏襲し、新たな社会情勢の変化に対応しつつ、さらなる取組の強化・充実を図っていきます。

### 小川町国土強靱化に向けた4つの基本目標

- 基本目標1 町民の生命を最大限守る
- 基本目標2 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響を減らす
- 基本目標3 町民の財産及び公共施設の被害を減らす
- 基本目標4 迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

また、事前に備えるべき目標は、国の新たな基本計画並びに本町の地域特性を踏まえ、以下の6つの目標を設定することとしました。

### 小川町国土強靱化に向けた6つの事前に備えるべき目標

- 目標1 あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ
- 目標2 災害関連死を最大限防ぐ
- 目標3 必要不可欠な行政機能を確実に確保する
- 目標4 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する
- 目標5 経済活動を維持する
- 目標6 従前より強靱な姿で復興できるよう準備する

# 起きてはならない最悪の事態

強靱化に向けた目標を達成するための阻害要因として考えられるあらゆる事態を想定し、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）として設定します。

本計画では、本町の地域特性を踏まえ、6つの事前に備えるべき目標に対し以下の22のリスクシナリオを設定しました。

## 目標1 あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ

1-1	建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態
1-2	火災により、多数の死傷者が発生する事態
1-3	突発的・広域的な浸水等による多数の死傷者が発生する事態
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

## 目標2 災害関連死を最大限防ぐ

2-1	救助・救急活動の絶対的不足により死傷者が発生する事態
2-2	医療機能の麻痺による死者の発生
2-3	避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康状態の悪化による死者の発生
2-4	長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-5	災害と感染症の同時発生

## 目標3 必要不可欠な行政機能を確実に確保する

3-1	町の行政機能が低下する中で、町が担うべき応急業務が大量に発生する事態
-----	------------------------------------

## 目標4 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する

4-1	情報通信網の停止により情報の収集・伝達が大幅に遅れる事態
4-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
4-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
4-4	道路ネットワークの寸断や鉄道停止により物資が大幅に不足する事態

## 目標5 経済活動を維持する

5-1	サプライチェーンの寸断等による町内事業所の生産性が大幅に低下する事態
5-2	町内産業（農林業・商業・工業・観光）全体の生産力が大幅に低下する事態
5-3	風評被害による町内産業への甚大な被害が生じる事態

## 目標6 従前より強靱な姿で復興できるよう準備する

6-1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	復旧・復興を支える人材が不足し、復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
6-4	仮設住宅や仮店舗、仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	文化財や環境的資産の喪失により、本町の文化的価値の継承が途絶える事態

# 本町の地域特性等を踏まえた充実すべき施策（取組）

## 1. 本町の地域特性を踏まえ取組の充実が望まれるリスクシナリオ等

本町では、町土の半分以上が山林であることから、土砂災害に対する備えを強化するとともに、災害時の孤立集落を発生させない、または発生したとしても災害関連死を招かない対策を強化しておくことが重要となります。また、町の中心部を流れる兜川・槻川周辺や町の北東部を流れる市野川・新川周辺では、概ね0.5～3.0m未満の浸水が予測されている他、槻川・矢の口川合流地点では5.0mを超える浸水が予測されており、近年の過去に類を見ない全国的なゲリラ豪雨等の発生状況を勘案すると、河川浸水対策の強化や周辺町民の危機管理意識の醸成等、ハード・ソフトの両面からこれまで以上に取組を充実していく必要があります。さらに、消防団員等のなり手の不足や高齢化の進行などにより、復旧・復興を担う人材が不足する事態も考えられるため、平時より、災害後の復旧・復興の担い手となる人材の確保・育成に向けた取組に注力していくことも重要と考えられます。

＜本町の地域特性を踏まえ取組の充実が必要となるリスクシナリオ＞

1-3	突発的・広域的な浸水等による多数の死傷者が発生する事態
1-4	大規模な土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態
6-2	復旧・復興を支える人材が不足し、復興できなくなる事態

また、災害時に果たす共助の重要性や近年のデジタル技術の普及の状況を踏まえ、「自助・共助による地域防災力の強化」、「デジタル技術の活用による防災力の強化」も重要な視点となります。

## 2. 第1期計画の評価を踏まえ、取組の充実が望まれる施策

第1期計画の取組の状況や残された課題などを踏まえ、本計画で充実すべき施策は以下のとおりです。

- 公共建築物の老朽化・耐震対策の推進、避難所等への公衆無線LANの整備推進
- 重要度の高い路線の橋りょう耐震補強工事、上下水道施設の老朽化・耐震対策の実施
- 受援計画の適切な運用・訓練の慣例化、迅速な一次医療体制の構築
- 消防団、自主防災組織の強化
- 町民の防災意識の向上、地域共生社会の実現への取組を通じた共助体制の構築
- 町内産業従事者間の連携体制の強化

## 本町の強靱化に向けた取組

備えるべき目標	推進方策	区分
1. あらゆる災害に対する直接死を最大限防ぐ	学校・保育園等教育・保育施設の耐震機能の強化	継続
	安全で秩序あるまちづくりの推進	継続
	市街地の防災構造化の促進	継続
	住宅耐震化の促進	継続
	役場庁舎の防災機能の強化	継続
	公共建築物の耐震対策等の強化	拡充
	屋外広告物、ブロック塀等の転倒防止対策の推進	継続
	消防署職員及び消防団員の確保・育成の強化	拡充
	消防・防災施設の充実、適切な維持管理の促進	継続
	消防車両や資機材の計画的な更新	継続
	防災関係機関との連携、非常時の警戒避難体制の確立	継続
	河川改修工事の強化等	継続
	農業用ため池の防災対策の強化	継続
	「小川町立地適正化計画」による防災対策の推進	継続
	町民、関係機関との協働による山間部集落の避難体制の構築	新規
	森林の整備・保全	継続
	治山施設の整備・減災に向けた取組の強化	継続
	太陽光発電設備の適正管理	継続
	大規模盛土造成地の安全確保	継続
	法面の安定性に配慮した樹木の適正管理	継続
2. 災害関連死を最大限防ぐ	災害時医療体制の構築に向けた平時からの関係機関との連携強化、共同訓練の実施	拡充
	町内避難所等へのAEDの設置促進	継続
	受援計画の適切な運用・訓練の実施	拡充
	災害ボランティアの迅速な受入れに向けた訓練の実施	新規
	災害時の医療品の確保に向けた民間事業者等との協定、平時からの連携の強化	継続
	医薬品、災害用資機材等の備蓄の充実	継続
	DMA T等関係機関への迅速な応援要請ができる体制の強化	継続
	災害医療コーディネーターとの連携	新規
	民間事業者等と連携した一次滞在避難場所等の充実	継続
	多様な避難者のニーズに合った避難所運営体制の構築	新規
	避難所消耗備蓄品の充実	継続
	非常用電源の整備等避難所機能の強化	継続
	災害時の炊き出しの実施	継続
	関係機関と連携した被災者支援の強化（被災者相談支援、メンタルヘルスケア等）	継続
	町民、関係機関との協働による山間部集落の避難体制の構築【再掲】	新規
	道路施設の適切な維持管理	継続
	橋りょう等耐震補強工事の継続的な実施	継続
	孤立集落防止に向けた法面对策工事の実施	継続

備えるべき目標	推進方策	区分	
2. 災害関連死を最大限防ぐ 【続き】	町内緊急輸送道路等主要道路ネットワークの整備と強靱化の推進	継続	
	予防接種の受診勧奨	継続	
	狂犬病予防注射と飼い主への啓発	継続	
3. 必要不可欠な行政機能を確実に確保する	相互応援協定の締結促進	継続	
	市街地の防災構造化の促進【再掲】	継続	
	役場庁舎の防災機能の強化【再掲】	継続	
	公共施設、防災拠点等の防災機能の強化	継続	
	BCPの定期的な見直しと実効力の向上	継続	
	備蓄消耗品や災害用資機材の整備・充実	継続	
	受援計画の適切な運用・訓練の実施【再掲】	拡充	
	災害ボランティアの迅速な受入れに向けた訓練の実施【再掲】	新規	
4. 通信、ライフライン、インフラ等の被害を最小限に留め、迅速に復旧する	各避難所への公衆無線LANの整備	拡充	
	データの迅速な復旧のためのシステムクラウド化等の推進	継続	
	多様な情報伝達手段の確保	継続	
	電気・ガス事業者との連携協定の充実・強化による供給体制の確保	継続	
	公共施設等への太陽光発電設備の導入促進	継続	
	EV（電気自動車）の災害時の可動式電源としての活用	継続	
	他自治体との連携協定の充実・強化による応急給水体制の強化	継続	
	水道施設の適切な維持管理と更新等対策の強化	拡充	
	下水道施設と農業集落排水処理施設の適切な維持管理と更新等対策の強化	拡充	
	合併処理浄化槽への転換等に向けた普及啓発の強化	継続	
	輸送事業者との連携の強化による輸送体制の確保	継続	
	民間事業者等と連携した物資の供給体制の確保	継続	
	道路施設の適切な維持管理【再掲】	継続	
	橋りょう等耐震補強工事の継続的な実施【再掲】	継続	
	孤立集落防止に向けた法面对策工事の実施【再掲】	継続	
	町内緊急輸送道路等主要道路ネットワークの整備と強靱化の推進【再掲】	継続	
	鉄道施設の耐震化の推進	継続	
	5. 経済活動を維持する	商工会との連携による事業継続力の強化・推進	継続
		事業所BCP等の策定・支援	継続
		旧家や伝統工芸などの地域資源を活用した観光振興	継続
スマート農業の推進や農業基盤の整備等による農業生産の確保		継続	
農業用水施設の適切な維持管理と更新等対策の強化		継続	
農業用ため池の防災対策の強化【再掲】		継続	
商工会と連携した産業の活性化		継続	
町内事業者の確保・育成		継続	
産業を担う人材の確保		継続	
町内産業従事者間の連携体制の強化		継続	
情報発信機能の強化		継続	
有害物質使用特定施設等の現況把握等		継続	

備えるべき目標	推進方策	区分
6. 従前より強靱な姿で復興できるように準備する	地籍調査の推進	継続
	「事前復興計画」の作成	継続
	相互応援協定の締結促進【再掲】	継続
	建設関係団体との連携による復興を担う人材の確保・育成	継続
	防災士の育成	新規
	地域支え合いセンターの設置	新規
	産業を担う人材の確保【再掲】	継続
	町内産業従事者間の連携体制の強化【再掲】	継続
	受援計画の適切な運用・訓練の実施【再掲】	拡充
	災害ボランティアの迅速な受入れに向けた訓練の実施【再掲】	新規
	関係機関団体との連携協定による災害廃棄物の処理体制の強化	継続
	「小川町災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の強化	継続
	民間事業者との連携協定による仮設住宅等の提供体制の確保	継続
	空き家の除却・利活用の推進	継続
	応急仮設住宅としての町営住宅の提供体制の整備	継続
有形無形文化財、環境的資産の適切な維持管理による保全	新規	
【横断的分野】 デジタル技術の活用による防災力の強化	孤立集落の医療体制の確保	新規
	ドローン等UAVを活用した被害状況調査手法の検討	新規
	防災アプリの活用による避難行動支援等の検討	新規
	罹災証明書の発行や支援申請のオンライン化の検討	新規
	VRを活用した浸水・土砂災害等に係る啓発の実施	新規
【横断的分野】 自助・共助による地域防災力の強化	自主防災組織の活性化	継続
	初動体制の強化	継続
	防災知識の普及啓発の強化	拡充
	災害情報の共有と町民への適切な提供	継続
	地域共生社会の実現への取組を通じた共助体制の確立	拡充
	町民同士や多様な団体等との平時からの連携関係の確立	継続
	行政区ごとの防災訓練の実施	新規
	地区防災計画の作成支援	新規
防災士同士の繋がりを起点とした新たな共助体制の構築	新規	

## 小川町国土強靱化地域計画 概要版

発行年月：2026（令和8）年3月

発行：小川町防災地域支援課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 電話：(0493) 72-1221（代表）